地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務企画提案競争募集要項

１　趣旨

この要項は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「病院」という。）における医療用医薬品（以下「医薬品」という。）の運用に係る業務を委託するに当たり、受託可能な者を公募による企画提案競争で選定するため、必要な事項を定めるものである。

２　業務委託の目的

病院における医薬品の調達から在庫管理までの業務を一元化し、次に掲げる事項について、より一層取り組むこととしている。

これにより、業務の改善と効率化を図るとともに、健全経営を維持することを目的として業務委託するものである。

(1)　過剰在庫及び不動在庫の解消

(2)　医薬品の標準化や適正使用の徹底

(3)　各種データの有効活用

(4)　業務の省力化及び効率化

(5)　医薬品購入費の節減

３　対象業務

(1)　業務名

地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務

(2)　業務場所

大牟田市立病院　福岡県大牟田市宝坂町２丁目１９番地１

(3)　業務内容

別紙「地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり。

(4)　契約期間

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４　応募要件

企画提案競争に応募できる者は、令和７年４月４日現在において次に掲げる要件をすべて満たす法人格を有する単体企業（持株会社を含む。）又は共同企業体とする。

(1)　病院の基本理念や将来構想に協働できること。

(2)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２４条第１項の規定による許可を受けていること。

(3)　本業務の円滑な遂行のため、優良なサービス及び良質な商品を安定的に提供できる能力を有すること。

(4)　一般病床２００床以上５００床未満の医療機関における医薬品の在庫管理業務又は一括納入を３年以上継続している受託実績が２件以上あること。

(5)　直近の過去３年間において、継続して健全な経営実績を持ち、かつ、安定した経営能力を有すること。

(6)　国税及び地方税を滞納していないこと。

(7)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て中若しくは再生手続中でないか、又は会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは更正手続中でないこと。

(8)　国及び地方自治体等の指名停止措置を受けていないこと。

(9)　直近の過去３年間において、本業務に関連する事項について刑事罰、民事罰及び行政処分を受けたことがないこと。

(10)　公共の福祉及び安心安全を脅かす恐れのある団体でないこと。

(11)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号乃至第４号に該当しないこと。

(12)　地方独立行政法人大牟田市立病院契約規程（平成２２年規程第２３号）第４条の規定（第２項を除く。）に該当しないこと。

５　応募手順

企画提案競争に応募しようとする者は、以下の手順によること。

(1)　企画提案に必要な書類等の配布期間及び配布方法

令和７年４月４日（金）から令和７年４月２１日（月）までの間、病院ホームページに掲示するものをダウンロードすること。

(2)　提出書類

以下の記載順に並べ、ダブルクリップ等でとじ（ホッチキスとじしないこと。）、７部提出すること。

提出書類はＡ４版縦型で横書きとすること。これによりがたい場合は、Ａ４版横型も可とする。企画提案に参考となるパンフレット等別途資料がある場合はこれを添付すること。

なお、ア、イ、カ、キ及びサについては、１部を正本とし、そのほかの６部は写しで可とする。セについては、別途データでも提出すること。（Ｅ－ｍａｉｌアドレス：kusuri@ghp.omuta.fukuoka.jp　表題「医薬品納入価見積書（単価）」）

ア　地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務企画提案競争応募書（様式第１号）

イ　委任状（様式第２-１号）、（様式第２-２号）

ウ　医薬品販売業許可証の写し

エ　麻薬卸売業者免許証の写し

オ　覚せい剤原料取扱者指定証の写し

カ　納税証明書（発行から３月以内のもの）

キ　商業登記簿謄本（発行から３月以内のもの）

ク　受託実績（様式第３号）

ケ　会社概要（様式第４号）

コ　財務諸表（直近の過去３年間の決算の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

サ　反社会的勢力への対応に関する誓約書

シ　地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務企画提案書

別紙「業務仕様書」に基づき、作成すること。なお、作成に当たっては、別紙「地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務仕様書作成要領」を踏まえ、内容に不備がないようにすること。

ス　運用業務見積書

見積もりに当たっては、別紙「業務仕様書」に基づき、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までを積算対象期間とし、総額及び月額でその内訳を明記すること。原則として各月同額となることを前提とする。

なお、当該見積書は選定のための資料とするものであり、契約金額等を保証するものではない。

セ　医薬品納入単価見積書（様式第５号）

見積もりに当たっては、令和７年４月４日現在における医薬品の納入価の見積額とすること。

なお、当該見積書は選定のための資料とするものであり、購入単価等を保証するものではない。

(3)　受付期間

令和７年４月４日（金）から令和７年４月２１日（月）まで

(4)　提出場所

〒８３６－８５６７

福岡県大牟田市宝坂町２丁目１９番地１

地方独立行政法人大牟田市立病院　薬剤部

(5)　提出方法

提出に当たっては、持参又は郵送によること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前９時から午後５時までとする。ただし、持参の場合は、正午から午後１時３０分までの間を除く。

郵送の場合は、配達記録郵便に限り、最終日に必着とする。

６　提出書類等の作成に関する質疑と回答

(1)　質疑書の提出期限

令和７年４月１０日（木）正午まで

(2)　質疑書の様式及び提出方法

質疑書（様式第６号）に質疑内容等必要事項を明記の上、Ｅ－ｍａｉｌで送信すること。Ｅ－ｍａｉｌの表題は、「質疑書（医薬品運用業務）」とすること。

(3)　提出先

大牟田市立病院薬剤部

Ｅ－ｍａｉｌアドレス：kusuri@ghp.omuta.fukuoka.jp

(4)　質疑に対する回答

令和７年４月１６日（水）までに、全ての質疑の要約とこれに対する回答を病院ホームページに掲示する。

７　選定方法

選定は、以下の手順による。

(1)　一次審査

応募者が提出する企画提案書の内容及び見積書について、選定評価基準（一次審査用）に則り評価を行い、一次審査を実施する。ただし、審査の結果次第では選定しないこともありうる。

一次審査の結果については、令和７年４月３０日（水）までに文書で発送する。審査結果に係る照会には、一切応じない。

(2)　プレゼンテーション

一次審査を通過した者を対象として、企画提案書の内容に基づいたプレゼンテーションの場を設け、企画提案内容の説明の聴取を実施する。

その詳細については、一次審査結果の通知時に通過者にのみ通知する。

 (3)　最終審査

一次審査およびプレゼンテーションの内容について選定評価基準（最終審査用）を用いて総合的に評価し、候補者として順位をつけて選定する。ただし、審査の結果次第では選定しないこともありうる。

最終審査の結果については、令和７年６月２日（月）までに文書で発送する。審査結果に係る照会には、一切応じない。

８　審査基準

(1)　選定に際しては、主として次の事項について審査する。

ア　病院の想定する医薬品の運用の構想との合致度

イ　当院と同規模の病院における受託実績

ウ　提案内容の具体性及び実現性

エ　導入スケジュールの円滑度

オ　医薬品の供給体制の安定度

カ　運用の安定度

キ　病院経営に対する費用対効果及び業務改善効果

(2)　次のいずれかに該当する場合は、その企画提案は無効とし、選定の対象としない。

ア　提出期限、出席時間に遅れた場合

イ　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ　仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合

エ　提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

オ　病院関係者に対して、直接又は間接的に不適切な接触を求めた場合

カ　病院関係者からの、直接又は間接的な接触や要求に応じた場合

９　選定後の協議

選定順位第１位の候補者と詳細協議を行い、協議が整った段階で業務委託契約締結に係る一連の準備に入るものとする。

ただし、選定順位第１位の者との協議が整わない場合には、次位の者と詳細協議を行うものとし、協議が整った段階で業務委託契約締結に係る準備に入るものとする。この場合においても協議が整わないときは、順次次位の者と同様の手続きをとるものとする。

いずれの場合においても、詳細協議に関して必要となる費用は候補者の負担とし、協議が整った後の準備に関して必要となる費用は受託予定者の負担とする。

１０　その他の留意事項

(1)　応募者は、必要書類の提出をもって、募集要項及び仕様書等の記載内容並びに関係規定等を承諾したものとする。

(2)　応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。

(3)　企画提案は１者１提案とする。共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員としての提案は認めない。

(4)　企画提案に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5)　提出された書類等は、いかなる理由があっても返却しない。

(6)　提出された書類等の追加及び修正は認めない。ただし、選定に必要な書類等の追加提出を求めることがある。

(7)　募集開始から業務委託契約締結に係る準備に入るまでの間、本件に関する病院に対しての営業行為等は禁止する。

(8)　この募集に関して配布した病院の資料は、病院の許可なく公表又は他の目的に使用してはならない。

(9)　応募者は、本件に関して異議を申し立てることはできない。